

辻・本郷 社会保険労務士法人が  
毎月発行する事務所報。  
法改正など、みなさまのお役に立つ情報を  
お届けしていきます。



## 健保 協会けんぽで「電子申請サービス」が始まります

全国健康保険協会（協会けんぽ）で、これまで「紙」の申請書によって行われている各種手続きについて、インターネットを通じて自宅や職場のパソコン、スマートフォンを利用して申請することができる「電子申請サービス」が開始されます。

### 1 申請できる方

- ・協会けんぽに加入している「被保険者」（一部の申請のみ被扶養者）
- ・社会保険労務士



### 2 電子申請対象となる手続き

協会けんぽが取り扱っている現金給付申請をはじめとする健康保険の主要な手続きについて利用することができます。

#### 電子申請対象となる手続きの例

- |               |                  |                     |
|---------------|------------------|---------------------|
| ・傷病手当金支給申請書   | ・埋葬料（費）支給申請書     | ・特定健康診査受診券（セット券）申請書 |
| ・出産手当金支給申請書   | ・療養費支給申請書（立替払等）  | ・特定保健指導利用券申請書       |
| ・出産育児一時金支給申請書 | ・療養費支給申請書（治療用装具） | ・限度額適用認定申請書         |
| ・高額療養費支給申請書   | ・任意継続被保険者資格取得申出書 | 他                   |

### 3 サービス提供時間

平日 8:00～21:00（年末年始 12/29～1/3 を除く）※17:15 以降に送信完了した申請は、翌営業日の受付日扱いとなります。

### 4 利用方法

利用端末（スマートフォン/タブレット端末/パソコン）を準備する

#### 加入者

マイナンバーカードの取得・マイナポータルアプリの  
インストールを行う

協会けんぽウェブサイトまたはアプリから  
マイナンバーカードを利用してログインする

#### 社会保険労務士

事前にユーザーIDの発行の申請  
(令和8年1月13日より申請可能)を行う

協会けんぽウェブサイトへアクセスし、  
ユーザーID・パスワードによるログイン認証を行う

申請したい申請書を選択する

入力フォーマットに必要事項を入力し、添付書類は電子ファイルをアップロードする

申請手続き完了

## 5 申請後について

- ・審査結果は、書面で送付されます。
- ・審査状況は、隨時、電子申請サービス内で確認することができます。
- ・申請内容に不備があった場合は、郵送によるお知らせとともに、電子申請サービス内で申請データ等が返却されます（一部の申請では、郵送によるお知らせのみとなります。）。
- ・再申請する場合などは、返却した申請データを利用して再申請することができます。



このサービスは、令和8年1月13日に開始される予定です。より詳しい利用手順やアップロードが必要な書類等については今後公開される予定となっておりますので、協会けんぽのホームページにてご確認ください。

## 健保 厚年 「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の取扱いが恒久化されました

令和7年10月、厚生労働省より、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づき実施されていた「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を当面の対応ではなく恒久的な取扱いとする通知が発出されました。

### 1 「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」とは？

被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者（第3号被保険者等）について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とするもの

※あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする。

#### 参考

##### 「年収の壁・支援強化パッケージ」（令和5年10月～）

- ▶ 106万円の壁への対応
  - ・キャリアアップ助成金（社会保険適用時待遇改善コース）
  - ・社会保険適用促進手当
- ▶ 130万円の壁への対応
  - ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
- ▶ 配偶者手当への対応
  - ・企業の配偶者手当の見直しの促進

### 2 変更の内容

上記の「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の取扱いが「当面の措置」として限定的に運用されていたところ、今回の通知によって恒久化されることとなりました。具体的な運用にあたっては、「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」（令和5年10月20日付け保保発第3号厚生労働省保険局保険課長通知。同年12月25日一部改正）により対応しているところ、この運用についてはこれまでと同様となります。

#### 参考文献等

- ・全国健康保険協会（協会けんぽ）ホームページ：「電子申請サービスについて」  
[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/electronic\\_application/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/electronic_application/)（参照：2025/11/18）
- ・厚生労働省ホームページ：「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について（参照：2025/11/18）  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0050.pdf>
- ・厚生労働省ホームページ：「年収の壁」への当面の対応策  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001561372.pdf>（参照：2025/11/18）

#### 発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人  
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿HR事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階

TEL：03-5361-8061（代表）

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀・四方田

当法人の詳細  
お問い合わせ

